

平成23年5月31日

東日本大震災に係る災害弔慰金・災害障害見舞金について

福祉管理課

東日本大震災において、東京都に災害救助法が適用されたことに伴い、葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するための申請を受け付けるもの

1 災害弔慰金

(1) 対 象

東日本大震災で亡くなられた区民の方で、被害を受けた当時葛飾区内に住所を有していた方のご遺族

- ① 遺族の範囲は、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母とする。
- ② 優先順位は、亡くなられた方により、主として生計を維持していた遺族を先とし、その他の遺族を後とする。
- ③ 同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。
- ④ ②及び③により、同順位の遺族が2人以上いる場合、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(2) 支給額

生計維持者の方が亡くなった場合	500万円
その他の方が亡くなった場合	250万円

2 災害障害見舞金

(1) 対 象

東日本大震災により負傷し、被害を受けた当時葛飾区内に住所を有していて、精神または身体に重度の障害を受けた方

(2) 支給額

生計維持者の方が重度の障害となった場合	250万円
その他の方が重度の障害となった場合	125万円

3 周知方法

広報かつしか 6月5日号に掲載
区ホームページに6月5日より掲載

4 その他

災害援護資金については、貸付条件等条例の改正を行ったうえで、貸付を開始する。